

デジタルアーカイブの二次利用ポリシー策定のための提言

文化創造研究科文化創造専攻図書館情報学領域
13001CLM 高嶋志帆

修士論文要旨

図書館や美術館・博物館、文書館、大学といった文化・学術機関では文化や知識の普及及び創作活動の支援のために、貴重書、絵画、地図、公文書、写真、絵葉書、音源、映像といったものを対象にデジタルアーカイブを構築し、その利用促進を図るためにネット上で一般公開を始めている。本論文ではデジタルアーカイブを文化・学術機関が所蔵している一次資料をデジタル化しネット上で一般公開したものと定義し、まずその現状と、デジタルアーカイブに密接に関連する著作権法の概要について第一章で述べた。

第二章では、先行研究の展望及び研究の目的を述べた。先行研究から、文化・学術機関は著作権法によるものと利用者に思わせるような利用条件を提示してきた結果、著作権法で規定されている以上にデジタルコンテンツの二次利用を制限してきたことが分かった。また、文化・学術機関の権限を越えた二次利用の制限や二次利用に関し提供する情報の誤りや不足の要因として、文化・学術機関がデジタルアーカイブ構築に際し参考にするマニュアルにおいて、著作権や二次利用に関する方針を定めるための原則や規定はこれまでほとんど提供されてこなかったことが挙げられる。

文化や知識の普及を担う文化・学術機関は、利用者に二次利用に関する情報を適切に提供する必要があるが、では、文化・学術機関は二次利用を望む利用者にどのように情報を提供すべきか。

本研究は、このような問題意識に基づき、デジタルアーカイブの二次利用ポリシーを新たに定める、あるいは現行の二次利用ポリシーを再検討する際に、文化・学術機関が考慮すべき点や改善すべき点を明らかにする。さらに、文化・学術機関が二次利用ポリシーを策定する手順のモデルを提言することにより、文化・学術機関が二次利用の促進を図る基盤を作ることを目的とする。

第三章では、オープンアクセスを採用する米英豪の13の文化・学術機関を対象に、二次利用ポリシーの実態調査を行った。13機関の公式サイトを調査し、記載場所、著作権状態及び利用条件、利用に関する参考情報のデータ収集を行った。

調査の結果、デジタルコンテンツの著作権状態がパブリックドメインである場合、9機関中8機関が許可なく自由に二次利用できるようにしていたことが明らかとなった。また、機関が

デジタルコンテンツの著作権者である場合、著作権放棄をする傾向が見られた。

第四章では、四つの観点から調査結果の分析と考察を行った。一つ目は、提供機関が属する国の著作権法及び情報政策である。国ごとの著作権法の違いによりデジタルコンテンツの著作権保護期間やデジタルアーカイブに収録されている政府刊行物の利用条件に違いがあることを明らかにした。二つ目はデジタルアーカイブに収録されたコンテンツの著作権状態及び利用条件である。著作権状態に関わらず利用条件を設定する方法と、著作権状態に合わせて利用条件を設定する方法を比較した結果、後者がパブリックドメイン作品に対する不当な利用制限を回避することができる点で優れていた。三つ目は機関のコンテンツ提供に関する基本的な方針である。機関がデジタルコンテンツの著作権者である場合に、機関は著作権者の許可なく二次利用できる範囲をあらかじめ示すクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用する傾向があった。四つ目は二次利用ポリシーに関する概説の提供方法である。多くの機関がリンクの活用により利用者のニーズに合わせた情報提供を可能としていた。

第五章では、第四章の四つの観点をもとに、二次利用ポリシー策定のための提言を行った。デジタルコンテンツがパブリックドメイン状態である場合には原則許可なく二次利用可とすること及び、著作権で保護されているデジタルコンテンツにクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの導入を検討することを提案した。また、文化・学術機関が所蔵資料と利用者をつなぐ存在として、著作権や二次利用に関する情報提供をできる限り行うべきであると主張した。

第六章では、本研究のまとめと今後の展望を述べた。二次利用ポリシーの標準化や利用者参加型のデジタルアーカイブの二次利用ポリシー策定方法の検討を今後の研究課題として挙げた。